

“こうべ”の市民福祉総合計画 2030

(案)

2025 年 12 月時点

神戸市

“こうべ”の市民福祉総合計画 2030

目次

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例	3
2. “こうべ”の市民福祉総合計画の位置づけ	3
3. 市民福祉を取巻く社会情勢	4
4. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の取り組み	6
5. 神戸市民の意識調査	6
6. “こうべ”の市民福祉総合計画 2030 の策定に向けて	7

第2章 基本理念と3つの方向性

1. 基本理念	9
2. 実現に向けた3つの方向性	10
方向性1 「まちと福祉を創造する人づくり」	10
方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」	11
方向性3 「人と人がつながり支えあう環境づくり」	12
3. 具体的な取り組み	13

トピック

1. 多様化する人権課題	17
2. 地域包括ケアシステム	18

第3章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理	19
2. 検証・評価の考え方	19

資料編

1. 圏域・活動エリア	20
2. 計画を推進する主体	21
3. 分野別計画等	22
4. 人権教育・啓発についての基本方針	23
5. 市民福祉調査委員会委員名簿	24

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体等の固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（2007（平成 19）年 2 月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例

神戸市では、1977（昭和52）年に全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」）を制定しました。

市民福祉条例には、「市民の福祉」は

- ・「他から与えられるものではなく、ひとりひとりの努力だけで獲得できるものでもない」
- ・「市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が地域社会の一員としての自覚と相互の連帯を強め、また、事業者にあっても地域社会と密接な関係にあることを認識し、市民福祉の向上に寄与するよう自分的努力をすることによってもたらされるものである」

と明記されており、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

制定から50年を迎える、福祉を取り巻く環境は大きく変化してきましたが、そこに定める理念は時代を経ても変わることなく今日的意義を含む理念となっています。

2. “こうべ”の市民福祉総合計画の位置づけ

市民福祉総合計画は、市民福祉における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が福祉の推進を目指し、ともに創り上げていくための計画です。

“こうべ”の市民福祉総合計画2030（以下「本計画」）は、第13次の市民福祉総合計画となります。また、本計画は市の上位計画である「神戸市総合基本計画」と連携・相互補完する関係であり、福祉に関わる部門別計画として、他の部門別計画とも連携・整合しています。

保健福祉分野においては、高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプラン等の分野ごとの計画が策定されています。本計画はこれらの分野別計画が連携して市民の課題に対応できるように、共通の理念・目標等を掲げるとともに、一体性を持つよう取りまとめる総合的な計画という意義があります。

なお国の定める「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げています。「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねるものとなっています。

○本計画の変遷

昭和				平成		
52-54	55-57	58-60	61-63	元-3	4-8	9-13
1977- 1979	1980- 1982	1983- 1985	1986- 1988	1989- 1991	1992- 1996	1997- 2001
				市民福祉復興プラン (7-9) (1995-1997)		
“こうべ”的 市民福祉計画		新・“こうべ”的市民福祉計画			“こうべ”的市民福祉 総合計画	
第1次 3か年 計画	第2次 3か年 計画	第3次 3か年 計画	第4次 3か年 計画	第5次 3か年 計画	前期実施 計画 (第6次)	後期実施 計画 (第7次)

平成			令和		
14-18	19-22	23-27	28-2	3-7	8-12
2002- 2006	2007- 2010	2011- 2015	2016- 2020	2021- 2025	2026- 2030
“こうべ”的市民福祉 総合計画 2010			“こうべ”的市民福祉総 合計画 2015 (第10次)		
当初5か年 実施計画 (第8次)	後期実施 計画 (第9次)	地域福祉 計画	“こうべ”的市民福祉総 合計画 2020 (第11次)	“こうべ”的市民福祉総 合計画 2025 (第12次)	“こうべ”的市民福祉総 合計画 2030 (第13次)

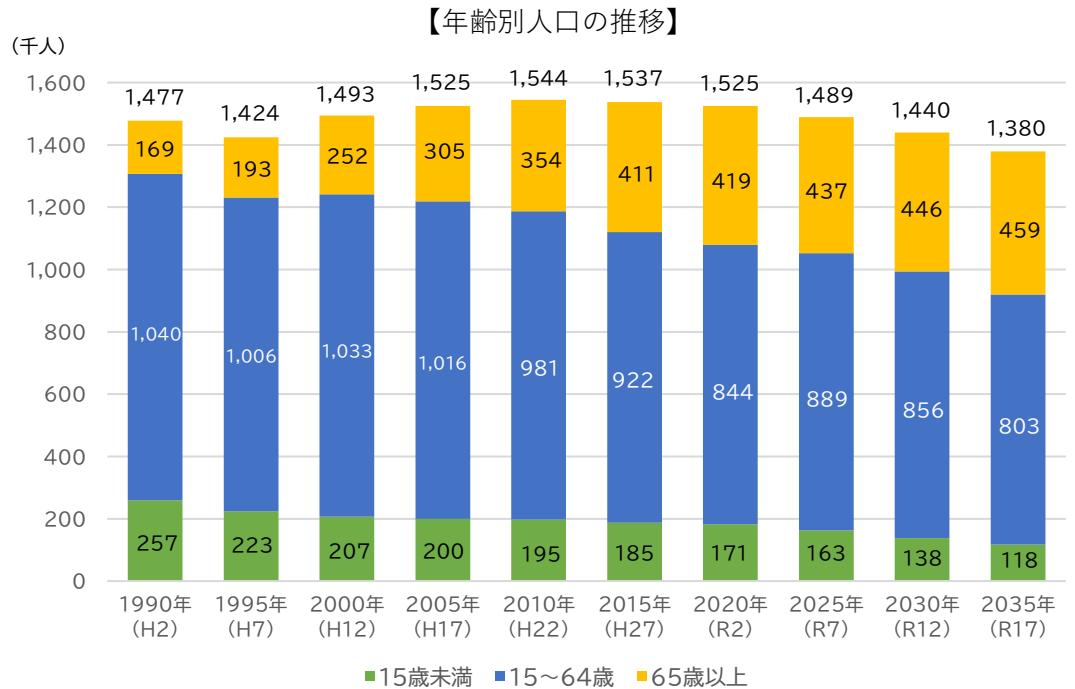
3. 市民福祉を取り巻く社会情勢

前計画期間中にも社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化の一層の進展や単身世帯の増加、新型コロナウィルス感染症の流行などは、生活様式や働き方にも大きな影響を与えています。また、若い世代の間では、不登校の低年齢化や、自己肯定感の低下、SNSに依存する傾向なども指摘されています。

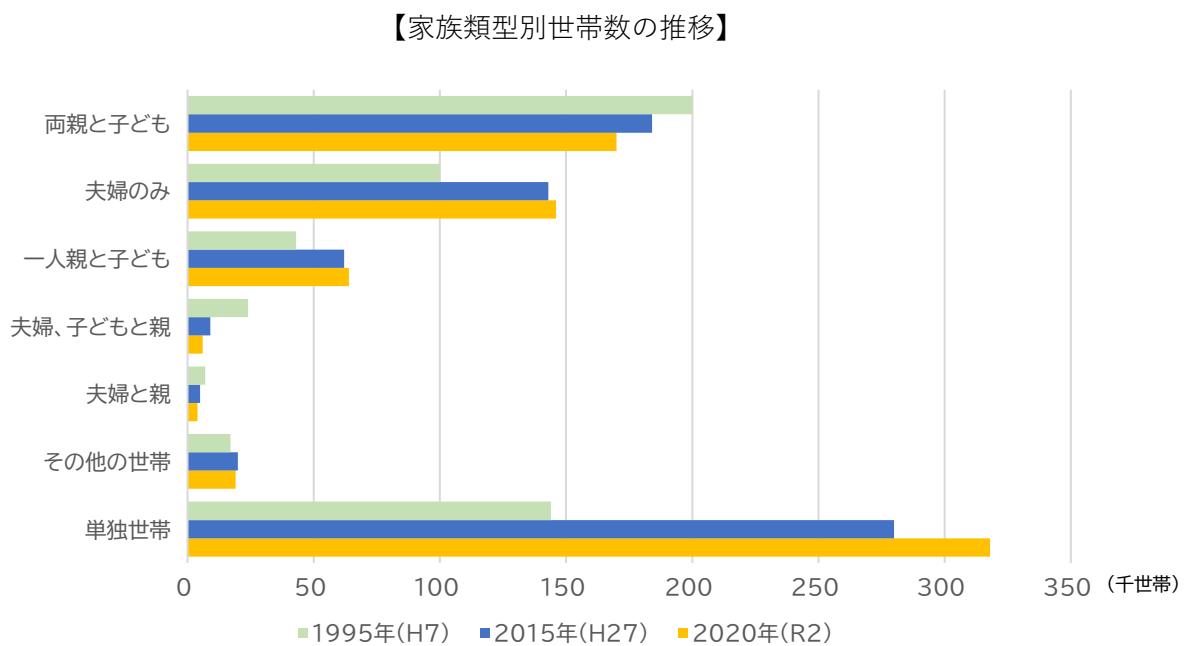
このように取り組むべき社会課題は多岐に渡っていますが、少子高齢化が進んでいる現状は、これまでの経験を活かして地域に貢献できる元気なシニア世代が増えていると捉えることもでき、地域のつながりの希薄化が課題になっている現状において、地域の活性化に繋がっていくことが期待されます。

また、コロナ禍の外出制限をきっかけに人とのコミュニケーションが減少し、その影響が今なお残っている状況がありますが、この間に定着したテレワークやリモート会議などにより多様な働き方が実現された側面もありました。

そのほか AI をはじめとしたテクノロジーが身近なツールとなって、生活の様々な場面で活用されるようになりました。ロボット技術による介護現場等の負担軽減や、AI による情報提供や相談支援など、今後の更なる発展が期待されるところです。



2020年 (R2) までは国勢調査、2025年 (R7) 以降は神戸市将来人口推計2024より引用
2020年 (R2) までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない



4. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の取り組み

前計画である“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 では、行政による公的サービスの提供をはじめ、既存の地域団体等とボランティアに参加したい人とのマッチングのほか、NPO の新規設立や運営に関する相談窓口の設置、地域福祉センターの新たな役割の検討など、新たな担い手の確保につながる取り組みなどを進めました。

また、複雑化・多様化する地域課題の解決に向け、ひきこもり支援やこども・若者ケア支援に取り組んだほか、物価高の影響をうける生活困窮者からの相談支援などにも取り組み、分野を超えた様々な関係機関とのネットワークの構築を進め、市民・事業者・地域団体等との連携強化に努めました。

5. 神戸市民の意識調査

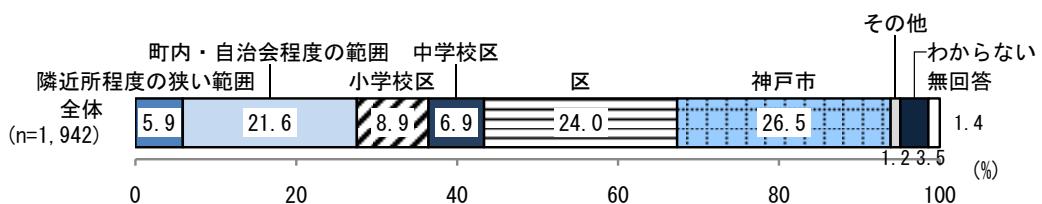
2025（令和7）年2月に、市民福祉に関する意識の把握と、今後の福祉施策の検討資料として、神戸市内在住の市民約5千人に対し「市民福祉に関する行動・意識調査」を実施しました。

特徴的だったのは、地域に関する意識や地域活動についての項目です。「あなたが暮らす地域」と言わされたときに思い浮かべる範囲について、2020（令和2）年の調査では「神戸市」と回答した方は10.6%でしたが、2025（令和7）年の調査では26.5%で最多となりました。ほぼ全ての世代で20%以上の回答がありましたが、特に20代の回答では40%を超えており、若年層を中心に地域の範囲が拡大していることが分かります。

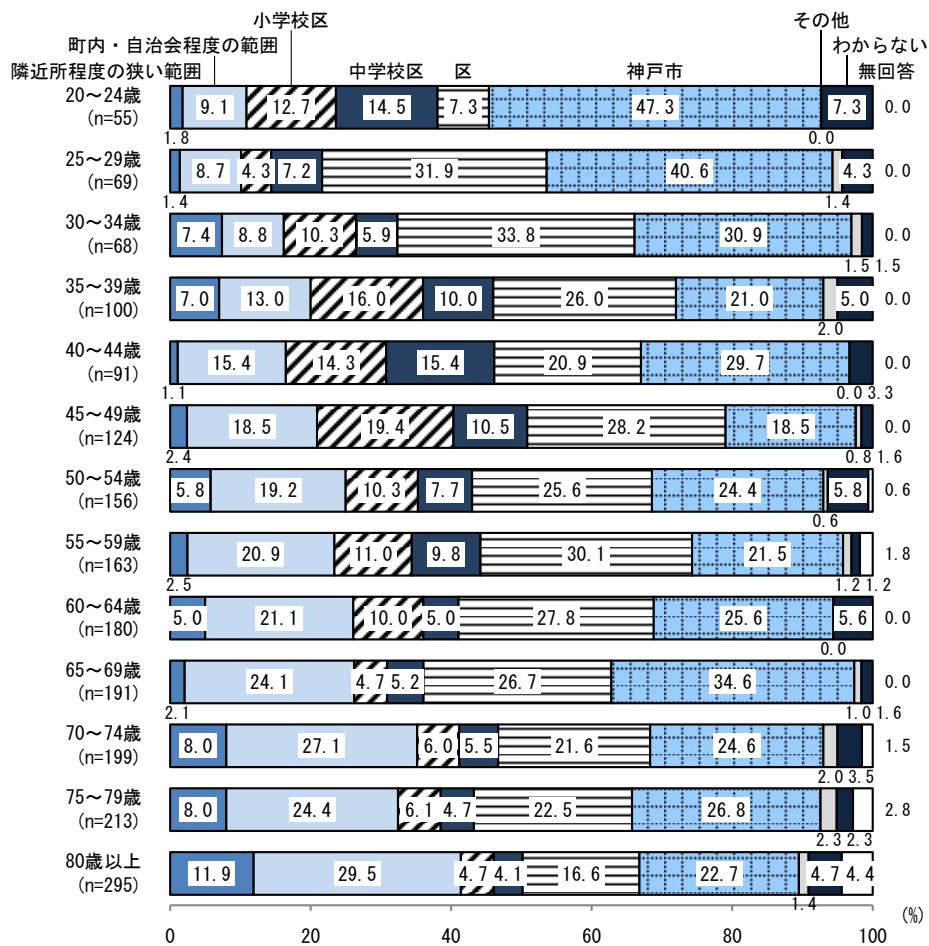
孤独感についての項目では、2割を超える方が孤独を感じると回答しており、引き続き見守りや居場所づくりなど、人と人とがつながり孤独・孤立を生まないコミュニティづくりを支援していく必要があります。

また、神戸市の福祉施策で知っているものを回答する項目では、47.4%が「特ない」と回答する結果となりました。自由記述でも「施策が色々とあることを知った」「もっと福祉の情報が知りたい」等の意見が見られたことから、より効果的な広報の方法を検討する必要があります。

【「あなたが暮らす地域」と言わされたときに思い浮かべる範囲】



【「あなたが暮らす地域」と言われたときに思い浮かべる範囲（年齢別）】



【孤独であると感じるか】



6. “こうべ”の市民福祉総合計画 2030 の策定に向けて

本計画は、市民にとって親しみやすく分かりやすい計画となるよう策定を進めてきました。市民の目に触れる機会を増やすことで、施策を知ってもらうきっかけにもなる計画を目指しています。

「福祉」という言葉からは、高齢者や障がい者、生活困窮者といった特定の方への支援を思い浮かべる方も多いかもしれません。しかし、特定の方だけではなく、すべての方を支えることが「福祉」であると考えています。

今後の社会において、人口の減少や生活環境の変化等は避けられない現象です。こうした状況にあっても「福祉」のつながりを広げ、一人ひとりの幸福度（ウェルビーイング）が上昇する神戸のまちを目指し、“こうべ”の市民福祉総合計画2030を策定します。

第2章 基本理念と3つの方向性

1. 基本理念

「“こうべ”の市民福祉総合計画2030」は、その基本理念を次のとおり定めます。

まちと福祉を創造する、KOBEへ

神戸は多様な文化や新しい気風を取り入れてきた、活気ある開かれたまちです。

こどもから大人まで、性別や国籍、障がいなどに関わらず多様性にあふれた人々が、それぞれ異なる個性や能力を持って暮らしています。その個性や能力が尊重され、発揮できる場所や機会が増えることで、一人ひとりの可能性が広がっていきます。

急速に変化する社会環境の中、誰もが暮らしの中で生きづらさに直面することがあります。神戸はその中にあっても、みんながまちの一員として互いに助け合い、課題解決のために立ち向かっていきます。

神戸に住む人、働く人、学ぶ人、集う人たちが出会い、ともに語り、つながりながら、すべての人が安心して一步を踏み出せるまちを創造していきます。

本計画では、前計画の目標であるソーシャル・インクルージョン※（社会的包摂）の考え方を引き継ぐとともに、基本理念の実現に向けて3つの方向性に基づき施策を進めていきます。

※ 個性や能力を発揮する機会から排除されることなく、誰もが包摂される社会のあり方を示す概念

2. 実現に向けた3つの方向性

方向性1 「まちと福祉を創造する人づくり」

こどもから大人までみんなが協力して暮らすためには、多様な人々が関わりあいを持ち、互いを尊重できる人づくりが重要です。

互いに手を差し伸べあえる人々の力で、神戸のまちは創られてきました。神戸の一番の魅力である人づくりを、これからも支えていきます。

神戸の人々は震災で培われた絆や支え合う心で、困難に直面しても前を向き、互いに支え合つてまちを創ってきました。市民によるボランティア活動やNPOの地域活動だけでなく、福祉避難所の開設に協力する社会福祉法人や、子育て支援を実施する大学、地域環境の美化に取り組む企業等、様々な主体が市内各所で活動しています。これらの活動と行政も連携することで、地域貢献の輪が広がっていくことが期待されます。

近年は一人暮らし世帯や共働き世帯の増加などにより地域のつながりが希薄化し、地域活動の担い手の高齢化や固定化が課題となっています。ちょっとした困りごとを相談する場所や住民同士の助け合いの機会の減少は、生活の質の低下につながります。

また、地域貢献の意欲がありながら、実際の活動に結びついていない人もいます。地域活動に新たに取り組む人がいなくなれば、活動の継続が難しくなり、地域内の関係性の希薄化が更に進んでいくこととなります。

こうした課題の解決のためには、幅広い世代が自分の暮らすまちや福祉をもっと身近なものと感じられるような機会を提供していく必要があります。地域活動には様々な形があり、ボランティア活動に参加するだけではなく、近隣の一人暮らし高齢者の様子を気に掛けるなどの緩やかな見守りも含まれます。多くの人に活動に関わってもらうためには、こうした意識を共有していくことも重要な視点となります。

また、地域活動に参加してみようという気持ちが芽生えたときに、円滑に参加できるような仕組みや、気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っていく必要があります。一人ひとりの参加が地域のつながりを育み、まちの力を引き出すことが、活気あるまちづくりの土台となります。

人と人との関係性は少し面倒に思うこともあるかもしれません、タイムパフォーマンスを突き詰めるだけでは得ることのできない関係性もあります。インターネットやSNSともうまく付き合いながら、人々の活気にあふれるまちが創られるよう、緩やかな取り組みを含めた地域活動を推進し、様々な側面からまちと福祉を創造する人づくりを進めていきます。

方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」

人々が安心して暮らすとともに、様々なことに挑戦できるまちにしていくためには、暮らしの中で安全にサポートを受けられることが保障されなければなりません。

急速に変化する社会環境の中で課題が生じることがあっても、一人ひとりをしっかりと支えられるよう、柔軟かつ安定した仕組みづくりに取り組みます。

神戸市では、誰もが安心して暮らせるよう、高齢者の健康づくりや障がい者の地域生活の支援、子育てがしやすいまちづくりなどに取り組み、就労や住まいを含め、支援を必要とする人のための制度の拡充を進めてきました。また、関係機関との連携強化に努め、市民一人ひとりの暮らしを支えることができる体制を構築してきました。

引き続き制度の充実に取組んでいく必要がありますが、今後、少子高齢化が急速に進み、単身世帯が増加していくことで、サービス利用者も増加していくことが見込まれており、サービスを提供する人材の不足や現場の負担増への支援が求められています。

一方、こうした従来の個別の制度では対応が難しい複数の課題を抱える方や、制度の狭間で社会とのつながりを持てない方、支援を受けることへの抵抗感からサービスの利用を拒否する方など、必要な支援につながっていないケースは様々で、地域の課題は複雑化・多様化しています。

これらの課題に対して、それぞれの状況に応じた適切なサービスを利用できるような仕組みをこれまで以上に充実させ、人材確保の取り組みやロボット技術・AI等のテクノロジーの導入支援などにより、サービスを提供する事業者の負担軽減を強化していきます。

さらに、複雑化・多様化した課題に対しては、様々な関係機関や専門職などと連携し、課題解決のために取り組んでいきます。現在、神戸市の各区に配置されている地域福祉ネットワーカーが、専門機関や地域団体等との関係づくりや新たな担い手の発掘等のネットワークづくりを行っており、様々な課題解決に向けて支援の主体をつなぐ役割の一つを担っています。

これまでに構築した既存のネットワークも活かしながら、関係機関の連携による切れ目のない相談体制と、様々な生活上の課題に対応できる包括的な支援体制を更に充実させていきます。

社会環境が大きく変化し、市民のニーズも変化を続けています。市民一人ひとりの生活の基盤である日々の暮らしを豊かで安定的なものとするため、社会の変化に適応する仕組みづくりに取り組んでいきます。

方向性3 「人と人がつながり支えあう環境づくり」

一人ひとりの個性や能力が発揮できる場所や機会は、人と人がつながり支え合うことで生まれ、より充実していきます。

神戸に住む人だけでなく、働く人、学ぶ人、集う人たちがつながり、孤立することなく、充実した暮らしを送ることのできる環境づくりを進めていきます。

神戸には、住む人をはじめとして働く人や学生、また、神戸のまちを応援する人など、様々な人が集まっています。さらに民間企業やNPO、大学なども関わり、まちには人それぞれの居場所が増えてきました。こうした多様な主体がつながり協力することで、一人では解決することが難しい課題があっても、一緒に立ち向かっていくことができます。

変化の激しい現代では、個人や世帯が抱える生活上の課題が複雑化・多様化しており、公的制度による支援だけで対応することが難しくなっています。こうした課題をどこに相談すればよいか分からぬ人や、周囲となじめず孤立する人も含め、人々が互いに関わりあいを持つことで、課題を自分ごととして捉え、ともに解決していくことが求められています。

このような問題に対しては、公的制度による専門的な支援だけでなく、市民や地域団体、NPO、企業等との協働により課題を解決していくことが必要です。そのためには、多様な主体が関係を構築できるよう行政も支援し、情報交換や課題の共有をしながら、協働・共創のための対話を進めていくけるプラットフォームを作っていくことも重要となります。

また、こどもから大人まで自分のやりたいことや役割が見つけられる場所や機会を増やし、たくさん的人が関わり持てる環境をつくっていく必要があります。

一人ひとりの個性が認められる心地良い居場所が増えていくと、暮らしも充実し、人や社会とのつながりも広がっていきます。多様な価値観に触ることで、安心感や自己肯定感が育まれ、生活上の課題を抱えた人や、自分の今後に不安がある人も、次の一步を踏み出すきっかけとなることが期待されます。

引き続き市民や地域団体等と地域内の連携を深めていきながら、民間企業やNPO、市内で学ぶ学生など、神戸に関係を有する様々な主体とも市域を超えて積極的につながっていきます。

また、こうした新たなつながりの中で、まちや地域そのものを活性化する取り組みを進め、人口減少時代にあっても賑わいが生まれるような環境づくりを行っていきます。

3. 具体的な取り組み

3つの方向性に基づき、取り組む施策の一部を記載します。

行政が中心となって取り組む事業

生活や仕事に関する取り組み

○ くらし支援窓口の設置

専任の相談員が経済的な困難を抱える世帯の相談を受け付け、ハローワークと連携した就労支援や家計管理など、解決に向けた支援を実施します。

○ しごとサポートの取り組み

地域の労働・福祉・医療・教育等の関係機関及び企業等と連携し、障がい者の就労相談や就職後の職場定着支援などを行います。

○ 保育人材の確保

保育人材の確保・定着促進のため、市内保育所に勤務する保育士に一時金を交付します。また、保育所等が宿舎を借り上げる費用に対して補助を行います。

○ コウベ de カイゴの推進

新たな介護人材確保のため、情報発信、住宅手当補助、再就職支援等を行います。また人材の育成・定着のため、資格取得支援等に取り組むほか、就業環境の向上に向けて、介護ロボット等のテクノロジー導入促進、ハラスメント・安全確保対策等に取り組みます。

○ 居住の安定確保

住宅部局と福祉部局が連携した居住の安定確保や、ライフステージに応じた住み替えの支援等を行います。

様々な人の暮らしをサポートする取り組み

○ 権利擁護に関する事業

判断能力が不十分な人も安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等による権利擁護の取り組みを進めます。また、社会貢献として後見活動を行う市民による後見人の養成や支援を行います。

○ 虐待防止の取り組み

子ども、高齢者、障がい者に対する虐待や配偶者からの暴力の実態を把握し、早期発見・早期対応に取り組みます。福祉の専門職等が家庭の相談や支援に応じ、虐待の未然防止に努めるほか、被害者に対するカウンセリングや保護等を行います。

○ 認知症施策の推進

認知症神戸モデル（診断助成制度や事故時の救済制度）の推進とともに、認知症に対する理解の促進など、医療や介護分野と連携し認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。

○ 障害者地域生活支援拠点の整備

障がい者の相談支援対応に加え、通所サービスや短期入所による緊急受け入れ、見守り支援などを行います。

○ 災害時の要援護者支援

災害時の避難生活において特別な配慮を要する要援護者に対し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、関係機関と連携しながら災害に備えた支援体制をつくります。

制度の狭間にいる人をサポートする取り組み

○ ひきこもり支援

様々な生きづらさを抱えひきこもり状態になっている本人やその家族に対し、個別の相談支援を行います。また、当事者や家族の居場所づくり等を実施し、多様な社会参加を促進します。

○ こども・若者ケアラー支援

家族のケアのために重い責任や負担を負っているこども・若者ケアラーに対し、当事者や関係者から相談を受け付け、個別の支援を行います。また、関係者の理解促進に取り組むとともに、当事者の交流・情報交換の場を用意します。

○ 再犯防止・保護司活動支援

再犯防止コーディネーターが、釈放された人や刑務所から出所した人で福祉的な支援を必要とする人について、適切な支援機関につなぐ役割を担います。また、保護司活動に対して補助金の支出や定期的な意見交換などを実施します。

様々な主体が連携して取り組む事業

生活や仕事に関する取り組み

○ 地域福祉ネットワーク事業の推進

地域福祉ネットワーカーによる地域の困りごとの相談や関係機関へのつなぎ、そのためのネットワークづくりやくらし支援窓口、ひきこもり支援室等と連携したアウトリーチによる多様な支援を行います。

○ ワークキャンプの実施

市内福祉施設と連携し、福祉体験学習（ワークキャンプ）を通じて、中学生・高校生の福祉に対する関心や理解を深めます。

○ 社会福祉法人の連携強化

ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）による社会福祉法人の連携強化により、地域の生活・福祉課題の解決を図る取り組みを進めます。

○ 高齢者の社会参加の促進

シニア向けのキャリア相談や、KOBE シニア元気ポイント制度などを実施し、高齢者の外出の機会の増加や社会参加の促進を図ります。

○ スクールソーシャルワーカーの活用

社会福祉などの専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを市内の小中学校等の拠点校に配置し、課題を抱える児童生徒や家庭への支援を行います。

様々な人の暮らしをサポートする取り組み

○ 地域見守り・支え合いシステムの構築

生活支援コーディネーターと地域支え合い推進員を配置し、地域の民生委員・児童委員や友愛訪問ボランティアをはじめとする地域団体と連携・協働を図りながら住民が相互に見守り・支え合いができるコミュニティづくりを支援します。

○ 要保護児童対策

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を各区に設置し、児童に関わりのある地域の関係機関と適切に連携することで、虐待が深刻化する前の速やかな対応や再発防止に取り組みます。

○ 在住外国人向けワンストップ相談窓口

在住外国人から住民手続や生活情報、病院、在留資格等、様々な問い合わせや日常的な相談を受けるワンストップ相談窓口を運営し、多言語による情報提供・相談及び通訳翻訳支援を行います。

○ 民生委員・児童委員活動の支援

地区内における民生委員制度や職務の周知を具体的に展開し、活動しやすい環境整備に向けて支援強化を図り、なり手不足の解消につながるように活動環境の整備を行っていきます。

○ 介護予防活動の支援

身近な地域で高齢者が気軽に参加できる、体操教室や介護予防カフェなどの住民主体の「つどいの場」を充実させ、楽しみながら介護予防活動が継続できるよう支援します。

地域活動の活性化に関する取り組み

○ 地域貢献相談窓口の設置

地域貢献への意識がありながら、きっかけが無い、参加方法が分からなど理由で地域貢献活動をまだ始めていない方の「地域や社会に貢献したい・役に立ちたい」という“想い”を受け止め、実現に向けた伴走型の支援を行います。

○ ボランティアマッチングシステム「ばらくる」

神戸市内のボランティア募集などを検索することができる情報サイトです。NPO や地域団体等が募集するボランティア活動を、活動テーマや地域などで検索して参加することができるほか、団体が主催するイベントやセミナー情報なども掲載して、各団体の活動をサポートします。

○ 地域貢献活動に取り組む団体等への支援

神戸市内における様々な地域課題を解決するための活動を行う団体に対し、地域貢献活動補助金による資金面の支援および運営基盤の強化を図るための個別相談やセミナー、交流会の開催といった非資金型の支援を行います。

○ ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターを運営し、活動に役立つ情報提供や講座の実施、登録ボランティアの紹介等を行い、様々な方法でみなさんのボランティア活動をサポートします。

「多様化する人権課題」

人には性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方等、様々な違いがあります。日本国憲法及び国際人権規約や子どもの権利条約、障害者権利条約などの国際的な人権保障の枠組みにおいて、全ての人は、これらの違いによって差別されず、これらの違いに関わらず、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きるための権利として基本的人権を保障しています。

この人権の尊重された社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、自分のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、権利行使に伴う責任を自覚し、多様性（ダイバーシティ）を認めて相互に尊重しあい、誰もが社会に包摂（インクルージョン）されるよう行動することが重要です。

そして人権を取り巻く状況は、我が国では、グローバル化や情報化の進展、少子超高齢社会の本格的な到来などによって人々の価値観は変化し、さらに人権意識の高まりもあって、そこから諸ハラスメントをはじめ新たな問題の発生、顕在化が起きており、人権課題はますます多様化・複雑化してきています。

とりわけインターネットの普及により多くの人が利用するSNSは、その匿名性や情報発信の容易さを背景として、他人に対する誹謗中傷や名誉・プライバシー侵害、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、性的マイノリティーへの偏見や差別の助長など様々な問題が発生しています。

また、日本固有の問題としては歴史制度に起因する同和問題（部落差別）があります。「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016）の成立などを受けて、部落差別の解消に向けたさらなる推進が求められています。神戸市でもこれまで積み上げられてきた成果を踏まえて同和問題（部落差別）への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んでいますが、残念ながらインターネット上では、いまだに特定の地域やその出身者に対する差別的な書き込みが後を絶ちません。

さらに国際都市である神戸市では、開港以来、諸外国から人々が来訪し、共に街を作り、仕事をし、神戸経済を発展させてきました。全ての市民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することを推進するため、「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」（2020）の理念に基づき、様々な施策を進めています。

専門性・技能が一定必要な分野の労働力不足を補うことやグローバルに活躍できる人材の育成を目指して外国人の受け入れを進める中、全ての人がお互いの違いを認めあう「多文化共生社会」の構築に市民・事業者・行政が取り組んでいます。

「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムとは、高齢者が、住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、ニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保し、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のこととされています。

地域包括ケアシステムの実現のためには、介護が必要な状況となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、多様な担い手による日常生活を支援する仕組みづくりや、高齢者自身が介護予防（健康づくり）に取り組むことが重要です。

また、生活支援・介護予防に加え、住まいを中心に、介護・医療が一体的に提供される体制づくりを地域の実情に応じてつくっていくことが必要です。

<地域包括ケアシステムの実現に向けたポイント>

- 医療・介護、行政の関係者が連携・協力していくこと
- 市民や関係者が地域に关心を持つこと
- 市民一人ひとりが家族や地域の中で役割を持つこと
- ご近所で生活する人々とつながり、互いに見守りあうこと
- 地域のみんなで介護予防に取り組むこと

⇒高齢者が活躍し、みんなで支えあう地域づくり

神戸市では、高齢者が安全・安心な生活を続けることができるよう、地域の多様な機関、事業者、NPO等との連携により、あんしんすこやかセンターが総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、日常生活を支援する仕組みづくりや介護予防に取り組むため、2017（平成29）年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。支援が必要な方に向けた訪問型・通所型サービスや、地域での介護予防・生きがいづくりの場の提供に加えて、フレイル※予防の取り組みも進めています。

さらに、医療介護サポートセンターをはじめとする医療介護連携の取り組みの推進により、切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築していくことで、神戸市の「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

※ フレイルとは、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。しかし、フレイルであることに早めに気付き、フレイル対策の3つの柱である栄養（食・口腔）、運動、社会参加に取り組めば、元の状態に戻ることもできます。

第3章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理

本計画は着実な推進を検証・評価していくことが必要であるとともに、変化の激しい時代に対応していくために、変化を見逃さず柔軟に課題を発見し、対応を検討していく必要があります。

計画の進行管理においては、行政サービスの制度や利用状況を把握することと周知度を上げるための情報発信のあり方を追っていくほか、前計画から導入した質的評価により、対象事業を絞って事業効果を検証することで、課題の解決や予防・早期発見を可能とする時代に沿った計画をめざして、検証を進めていきたいと考えています。

2. 検証・評価の考え方

本計画では、柔軟な対応を可能とする新たな検証・評価方法に取り組んでいきます。

検証・評価の実施にあたっては、新規事業や社会的トピックとなる事業などをピックアップし、それぞれの目標や課題、計画上の進捗を検証したうえで、事業内容に適した指標の達成度を追う量的評価と、市民からの意見を踏まえた質的評価の両面から評価を行います。

また、こうした事業ごとの検証・評価から見えてくる課題や成果について、本計画の3つの方向性と紐づくようフィードバックを行うことで、時代の変化に沿った計画のアップデートを重ねていきます。

資料編

1. 圏域・活動エリア

地域福祉の推進のためには、取り組むべき内容ごとに必要かつ効果的な圏域を設定したうえで、それぞれの圏域が連携する仕組みが必要です。

孤立を生まない地域づくりにつなげるとともに、福祉専門職だけでなく、多様な主体が協働するネットワークを広げることが大切です。

圏域	考え方・取り組み（一例）
近隣	日常的な交流により、支援が必要な人を把握し、見守りや日常の支援を行う圏域。
	民生委員や主任児童委員による見守り等が行われています。
小学校区	市民相互で困りごとや希望を伝えあい、ともに助けあい、必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していく支えあいの基礎的な圏域。
	市民に身近な地域交流センターをはじめとした、地域に根ざした事業が行われています。
中学校区	身近な地域課題を解決するための、専門的な窓口等が整備されている圏域。
	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が設置され、専門的かつ包括的な相談及びマネジメントを行っています。 また、地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることができるよう地域包括ケアシステムが構築されています。
区域	個人や地域の複合的な課題を解決する仕組みが整備されている圏域。 (支援者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり)
	地域福祉ネットワーカーや各コーディネーターへ地域の課題が集まり、各専門機関につなげ解決していく仕組みをつくっています。 区役所・支所にくらし支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える個人や世帯への包括的な相談支援体制を構築しています。
市域	各圏域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進める圏域。

2. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくりないこと、役割の偏りを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

主体	担うべき役割・あり方
市民	子どもから大人まで全ての市民が、多様性にあふれた人々とつながり、互いに助け合える関係を維持・構築していくよう努めます。
地域住民組織	民生委員・児童委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等、地域の住民による諸団体はコミュニティの絆を深め、参加住民を増やす環境づくりが期待されます。
NPO・ボランティア等	生活協同組合、一般社団法人、NPO、当事者団体等、規模に関わらず様々な団体が、地域の中で他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。
社会福祉法人・社会福祉施設等	豊富な人材や専門的なノウハウを活かし、他の主体と協働して地域の福祉課題に対応するとともに、より市民に身近で開かれた拠点としての役割を担っています。
保健医療機関等	市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等を提供し、医療と介護の連携をはじめ、行政・地域住民組織等も含めた福祉関係者全体の顔の見える関係づくりといった連携を行います。
地域の企業・事業所	企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。 また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや多様な働き方の推進も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。
教育機関等	専門知識・技術を持った人材の育成や、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働し、地域主体の生涯学習や防災活動等の取り組みを進め、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とする、地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の企画・提案が期待されています。
行政	地域福祉の推進に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域の身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、複雑化する福祉課題やその予防等に対応していきます。 また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

3. 分野別計画等

神戸市では、高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプラン等の分野ごとの計画が策定されています。“こうべ”の市民福祉総合計画 2030 は、市民福祉の総合的視点からこれらの市民福祉に関する分野別計画と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間をつくるないよう対応していきます。さらに、個々の事業とも連携を図るとともに、地域福祉の視点から市民や事業者の主体的参加により、地域福祉を推進していきたいと考えています。

計画・概要
第9期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（2024～2026） 「老人福祉法」に基づく、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）および、「介護保険法」に基づく、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定
神戸市障がい者プラン（2021～2026） 「障害者基本法」に基づく、障がいのある人の基本的な施策に関する計画（障がい者保健福祉計画）および、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい福祉計画）ならびに「児童福祉法」に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい児福祉計画）を一体的に策定
神戸っ子すこやかプラン 2029（2025～2029） 「次世代育成支援対策推進法」および「子ども・子育て支援法」に基づく、子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画
神戸市男女共同参画計画（2026～2030） 「男女共同参画社会基本法」および「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づく、男女共同参画社会の実現を目指す計画（男女共同参画計画）
第4期神戸市教育振興基本計画（2024～2028） 「教育基本法」に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画
第3期神戸いのち大切プラン（2023～2027） 「自殺対策基本法」に基づく、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を推進するための計画（自殺対策計画）
“こうべ”の社会福祉協議会地域福祉推進計画 2030（2026～2030） 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2030」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画

4. 人権教育・啓発についての基本方針

SDGs（持続可能な開発目標）2030 前文に掲げられている「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という理念は、人権尊重の精神そのものであり、神戸市も全ての施策の基礎に人権尊重の考え方をおき、異なる価値観、文化をお互いに認めあい、理解しあう「人間尊重のまち」を目指していきます。基本的には以下の方針で進めていきます。

人権教育

人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、人権が持つ価値や重要性を共感的に受け止めるような感性を培い、自分や他者の人権を守る態度や行動力の育成を目的とします。

学校教育の中では、自己実現の力の育成、共生の態度の育成、偏見や差別の解消、人権感覚豊かな学習環境の創造を目標に、人権の意義やその重要性を理解し、日常生活の中で人権を尊重する意識がその態度や行動として表れる人権感覚の習得を目指して教育活動の充実を図ります。

また、市民・事業者・行政が連携を進め、多様な学習機会や場を提供し、市民の人権学習の機会を充実させていくとともに、人権尊重の意識が育まれる環境づくりを推進します。

人権啓発

「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ためには、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として広報その他の啓発活動を行っていく必要があります。女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、難病患者、犯罪被害者、性的少数者、ホームレス、拉致被害者等様々な人権課題があり、神戸市全体として人権を守るための啓発や取組を進めています。

人権相談

人権問題は、誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。そのため日頃から人権救済制度や相談機関についての情報を周知していきます。

また、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、様々な機関と連携し、途切れのない支援を行うよう努めます。

5. 市民福祉調査委員会名簿

◇市民福祉調査委員会

氏 名	役 職 名
(敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)	

【学識経験者】

井 上 智津子	神戸市婦人団体協議会 理事
植 戸 貴 子	神戸女子大学健康福祉学部 教授
大 串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 院長
○ 大 和 三 重	関西学院大学 名誉教授
小野セレスタ摩耶	同志社大学社会学部 准教授
坂 本 津留代	神戸市民生委員児童委員協議会 理事長
佐 長 すみれ	兵庫県弁護士会 弁護士
柴 田 健太郎	神戸労働者福祉協議会 副会長
高 田 哲	神戸市総合療育センター 診療所長
辻 幸 志	特定非営利活動法人こうべユースネット 理事長
出 上 俊 一	神戸市老人福祉施設連盟 理事長
冬 頭 佐智子	生活協同組合コープこうべ地域活動推進部 統括部長
堀 本 仁 士	神戸市医師会 会長
本 田 智 美	神戸市自治会連絡協議会 事務局長
松 岡 健	神戸新聞社 論説委員
松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟 会長
◎ 松 原 一 郎	神戸市市民福祉大学 学長
丸 山 美津子	兵庫県看護協会 会長
吉 岡 洋 子	関西大学社会学部 教授
(北 川 宜 孝)	神戸労働者福祉協議会 副会長
(西 垣 千 春)	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
(平 岡 靖 敏)	神戸商工会議所 参事役

【市会議員】

岩 佐 けんや	市会議員
木戸 さだかず	市会議員
外 海 開 三	市会議員
西 た だ す	市会議員
山下 てんせい	市会議員

(諫 山 大 介)	市会議員
(原 直 樹)	市会議員
(細 谷 典 功)	市会議員
(前 田 あきら)	市会議員
(山 口 由 美)	市会議員

◇市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議

氏 名	役 職 名
(敬称略・五十音順／◎会長)	
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部 教授
金 子 良 史	神戸実業学院 理事長
竹 内 友 章	関西福祉科学大学社会福祉学部 講師
中 村 順 子	NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長
中 村 祐 介	株式会社あらたか 代表取締役社長
長谷川 和 子	つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会 運営特別委員
冬 頭 佐智子	生活協同組合コープこうべ地域活動推進部 統括部長
養 性 久 美	神戸市社会福祉協議会地域支援部 地域福祉担当課長
◎吉 岡 洋 子	関西大学社会学部 教授
(西 垣 千 春)	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授

◇市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

氏 名	役 職 名
(敬称略・五十音順／◎座長)	
今 井 直 人	NPO 法人 Dive in! 代表理事
岸 田 耕 二	社会福祉法人すいせい 理事
竹 内 友 章	関西福祉科学大学社会福祉学部 講師
飛 田 敦 子	NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸 事務局長
◎吉 岡 洋 子	関西大学社会学部 教授
(西 垣 千 春)	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授

◇市民福祉調査委員会 福祉政策会議

氏 名	役 職 名
(敬称略・五十音順／◎会長)	
柴 田 学	関西学院大学人間福祉学部 准教授
杉 岡 秀 紀	福知山公立大学地域経営学部 准教授
東 根 ち よ	大阪公立大学現代システム科学域・教育福祉学類 准教授

◎松 原 一 郎 神戸市市民福祉大学 学長
吉 岡 洋 子 関西大学社会学部 教授

2025年10月1日現在

※ () 内は前任者 (2024年12月24日時点)

BE KOBE

神戸は、人の中にある。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2030 2026年 月発行

※本計画に掲載している写真の転載を禁じます。